

食安新発第0701001号  
平成17年7月1日

各 

{	都 道 府 県	}	衛生主管部（局）長 殿
	保 健 所 設 置 市		
	特 別 区		

厚生労働省医薬食品局食品安全部  
基準審査課新開発食品保健対策室長

特定保健用食品（規格基準型）の食品形態について

特定保健用食品（規格基準型）の規格基準の設定等については、「特定保健用食品（規格基準型）制度の創設に伴う規格基準の設定等について」（平成17年7月1日付け食安発第0701007号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により通知したところであるが、今般、特定保健用食品（規格基準型）の表示許可申請の際に参考としてもらえるよう、現時点において特定保健用食品の表示が既に許可されている食品形態を別添のとおりとりまとめたので、貴管下関係者への周知方よろしく願います。

## 「特定保健用食品(規格基準型)の食品形態」

平成17年7月1日現在

食品形態の範囲(日本標準商品分類より)  
日本標準商品分類(総務庁統計局統計基準部編)をもとに設定

区分	第1欄 分類番号	第2欄 食品形態の範囲
食物繊維	72 701	ビスケット類
	72 703	米菓
	72 706	洋生菓子
	73 111	ハム類
	73 112	ソーセージ類
	74 186	特殊かまぼこ
	75 129	即席みそ汁
	75 397	米飯類
	76 111	鉱水
	76 1215	果実着色炭酸飲料
	76 1221	果実飲料
	76 1227	茶系飲料
	76 190	果実・野菜飲料
	76 190	ティーバッグ
76 190	乳性飲料	
76 190	粉末清涼飲料(果実、野菜、ココア)	
オリゴ糖	69 9799	テーブルシュガー
	72 522	菓子パン
	72 701	ビスケット類
	72 711	キャンデー類
	72 712	チョコレート類
	72 8034	充填豆腐
	73 241	はっ酵乳
	73 242	乳酸菌飲料
	75 129	即席みそ汁
	75 151	醸造酢
	76 111	鉱水
	76 1215	果実着色炭酸飲料
	76 1221	果実飲料
	76 1226	コーヒー飲料
76 190	粉末清涼飲料(果実、ココア、コーヒー)	

食品形態の範囲は、区分毎に示した第1欄のうちの第2欄の範囲とする。